

宜水総審第1号
令和6年9月30日

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 島袋 清松 殿

宜野湾市上下水道料金等審議会
会 長 平 剛

宜野湾市水道料金の改定について(答申)

令和6年5月20日付け宜水総第76号により諮問のありましたみだしの件について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、宜野湾市上下水道料金等審議規程第2条に基づき別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

当審議会は、貴市の水道料金の見直しについて審議を行いました。令和6年10月に県企業局の浄水供給料金が、1m³当たり23円値上げされたことにより、同年度、貴市の水道事業会計予算においては、約1億3,100万円の費用増となりました。さらに令和8年4月には10円46銭の段階的な値上げが予定されています。

今年度は、支出に必要な費用を収益で賄えきれておらず、収益的収支の3条予算において欠損金が生じており、適正な水道料金の見直しが必要との諮問を受け、以下の3案について検証を行いました。

(検証1) 営業費用や資本費用等の総費用を考慮した総括原価方式による検証

(検証2) 資金残高が収益的支出額1年分以上となる検証

(検証3) 県企業局の値上げ幅と同程度の料金を転嫁した場合の検証

以上3つの検証を行った結果、(検証1)の総括原価方式や(検証2)の安定した資金残高を確保する料金体系については、水道事業経営としては十分な収益と資金残高を得ることができるものの、改定額が40円から50円の大幅な値上げとなることから、市民や事業者へ大きな負担を強いることとなります。

(検証3)については、資金残高が若干目減りするものの、収益的収支で黒字額を当面維持することが可能で、市民と事業者の負担を最小限にとどめる事ができます。

以上のことから当審議会においては水道事業の今後の経営状況や市民や事業者への負担などを総合的に検討した結果、(検証3)による水道料金の単価1m³当たり33円程度(約18%)値上げ改定することが妥当であるとし、別紙「水道料金体系改定表」のとおり変更することを答申します。

別紙
水道料金体系改定表

(税抜額)

用途・種別	基本料金(1月につき)				超過料金1m ³ につき		
	水量	現行料金	改定料金 R7年4月 23円値上	改定料金 R8年4月 10円値上	現行料金	改定料金 R7年4月 23円値上	改定料金 R8年4月 10円値上
家庭用	使用水量 8m ³ まで	950円	1,134円	1,214円	9m ³ ～20m ³ 180円	203円	213円
					21m ³ ～30m ³ 190円	213円	223円
					31m ³ 以上 200円	223円	233円
営業用	使用水量 10m ³ まで	1,700円	1,930円	2,030円	11m ³ ～30m ³ 210円	233円	243円
					31m ³ ～100m ³ 230円	253円	263円
					101m ³ ～500m ³ 250円	273円	283円
					501m ³ 以上 270円	293円	303円
浴場営業用	1m ³ につき				105円	128円	138円
官公署その他 団体用	使用水量 10m ³ まで	1,800円	2,030円	2,130円	11m ³ ～100m ³ 230円	253円	263円
					101m ³ ～500m ³ 260円	283円	293円
					501m ³ 以上 290円	313円	323円
臨時用	1m ³ につき				480円	503円	513円
私設消火栓演 習用	1個1回20分以内につき 2,000円						
連合専用	1戸あたりの料金は家庭用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。						

宜野湾市上下水道料金等審議会

会長 平 剛

副会長 長堂 昌太郎

委員 嘉陽 宗一郎

委員 新垣 隆

委員 崎原 美智子

委員 浜田 栄子

委員 比嘉 武森